

秋 田 市 地 域 福 祉

アクションプラン 2019

2019 年度 ~ 2023 年度

誰もが
安心して暮らせるまちづくりを
みんなの手で



はじめに

現在、地域福祉を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。急速に進む人口減少や少子高齢化、就労人口の減少、共働き世帯の増加、核家族化、ひとり暮らし高齢者世帯の増加、生活困窮者への対応、子育てと親の介護のダブルケア等、多様化する世帯状況に加え、地域におけるお互いが支え合う機能の低下、地域福祉の担い手の大幅な不足と、まさに地域社会において大きな転換期を迎えているところであります。

こうした中、国が示すニッポン一億総活躍プランでは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、「我が事」として地域住民をはじめとする、ボランティア・民間企業・行政・関係機関・団体等の参画による地域の主体を活用した様々な生活支援体制が求められます。また、多様化する生活支援ニーズに応えるために、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながることで地域住民ひとり一人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みや高齢者にやさしい都市エイジフレンドリーシティの推進が求められます。

本会では、これまでの計画への取り組み状況・課題を把握し、その役割や活動の方向性を明らかにし、「地域共生社会」の実現に向けた施策等を行政や関係機関などのネットワーク化を図り、地域の様々な関係者が一緒になって課題解決していけるような協働の場、プラットフォームとしての役割と機能を示すことが重要であると考えます。

本計画は、今後5年間の秋田市の地域福祉活動において、市民の指針となり、地域に住むすべての人々が、地域福祉を形成する当事者として役割を分担しながら、誰もが安心して暮らせるまちを創っていくために行動をすることを期待します。

最後に、計画の策定にあたりご尽力いただいた地域福祉計画策定委員会のみなさま、貴重なご意見をお寄せいただきました市民をはじめご指導ご協力を賜りましたみなさまに心から感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会
会 長 野 口 良 孝

目 次

第1章	秋田市地域福祉アクションプラン（地域福祉活動計画）の策定について	1
1	秋田市地域福祉活動計画の背景	2
2	秋田市地域福祉活動計画の策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
第2章	地域福祉推進のために	5
1	「地域福祉」とは	6
2	3つの助け「自助・共助・公助」	6
3	地域福祉活動の担い手の役割と協働	7
第3章	アクションプランの構成とポイント	10
	基本理念・基本目標	11
第4章	秋田市地域福祉アクションプラン2019の体系図	12
第5章	実施計画	15
	基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進	16
	基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化	26
	基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化	51
第6章	資料編	59
1	統計資料	60
2	用語の解説	64
3	秋田市地域福祉アクションプランの策定経過	66
4	秋田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	67
5	策定委員会名簿	69

第1章 秋田市地域福祉アクションプラン (地域福祉活動計画)の策定について

第1章 秋田市地域福祉アクションプラン（地域福祉活動計画）の策定について

1 秋田市地域福祉活動計画の背景

21世紀の超高齢社会の到来を控えて、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会の役割はますます重要となることから平成4年に全社協で「新・社会福祉協議会基本要項」が策定され、その中で市町村社会福祉協議会は住民ニーズに立脚した地域福祉を推進するため、地域におけるニーズの把握、福祉課題を明確にし、その課題解決にむけて住民や公私の社会福祉事業関係などと協働で「地域福祉活動計画」を策定し、行政の福祉計画へ参画、提言をしていくことになりました。

更に当時、国では「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（ゴールドプラン）が策定され、市町村、行政は「老人保健福祉計画」の策定の義務化により、秋田市は「けやきのまちのしあわせプラン」を策定することになり、秋田市社会福祉協議会（以下「市社協」）としてもその計画に地域福祉推進事業を反映させるため、「第1期秋田市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

平成12年の社会福祉法の改正において、地域福祉の推進が明確に位置づけられ、平成15年にはその地域福祉を市町村が責任をもって計画的に推進していくための「地域福祉計画」（社会福祉法第107条）の策定が義務づけられました。

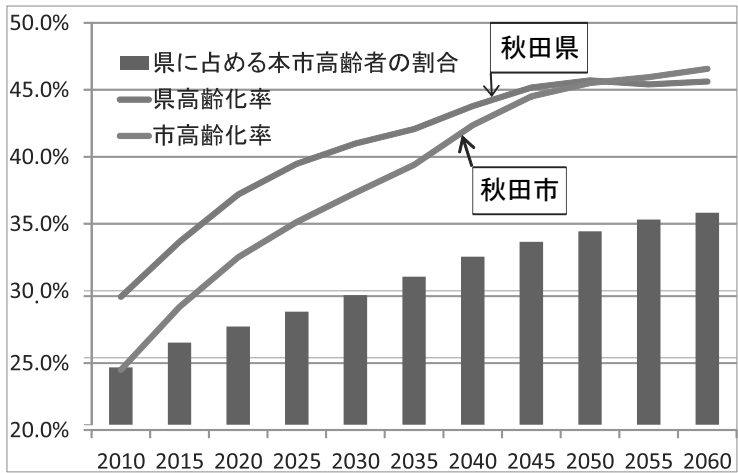
こうした背景により、市社協では地域福祉の方向性や取り組み方針を示した「秋田市地域福祉活動計画」を策定しながら、地区社会福祉協議会（以下「地区社協^{注1}」）、民生児童委員協議会（以下「民児協」）、町内会、地域住民や行政、福祉関係者、関係機関等と連携を図り秋田市の地域福祉の発展と充実に努めてきました。

注1:P64参照

2 秋田市地域福祉活動計画の策定の趣旨

現在、急速に進む人口減少や少子高齢化のなかで、秋田県は高齢化率が35.6%、秋田市では30.2%と高齢化率が30%を超えました。それに反して出生率、出生数は低水準となっております。このような状況において、少子高齢化の加速はさらに進み、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、家族や地域社会との交流の希薄化等、地域におけるお互いに支え合う機能の低下も顕著となっております。

秋田県および秋田市の老年人口（65歳以上）割合



出典「秋田市人口ビジョンより」(平成28年3月)
 ※社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より
 社人研:国立社会保障・人口問題研究所

市社協では、このような様々な課題に対応するため「2014年～2018年」までの5カ年を計画期間として「秋田市地域福祉活動計画 しあわせづくりプラン2014」を策定し、地域福祉活動を推進してきました。

この計画期間が終了することに加え、近年の複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援「制度の狭間」の問題等、既存制度による解決が困難な課題の解決を図るため、さらには災害の増加など地域を取り巻く環境が大きく変わってきたことから、新たに2019年を初年度とする「秋田市地域福祉アクションプラン2019」を策定することになりました。

なお、秋田市は「秋田市地域福祉計画」、市社協は「秋田市地域福祉”活動”計画」として策定してきましたが、名称が類似しているためこの度、「秋田市地域福祉アクションプラン2019」の名称としました。

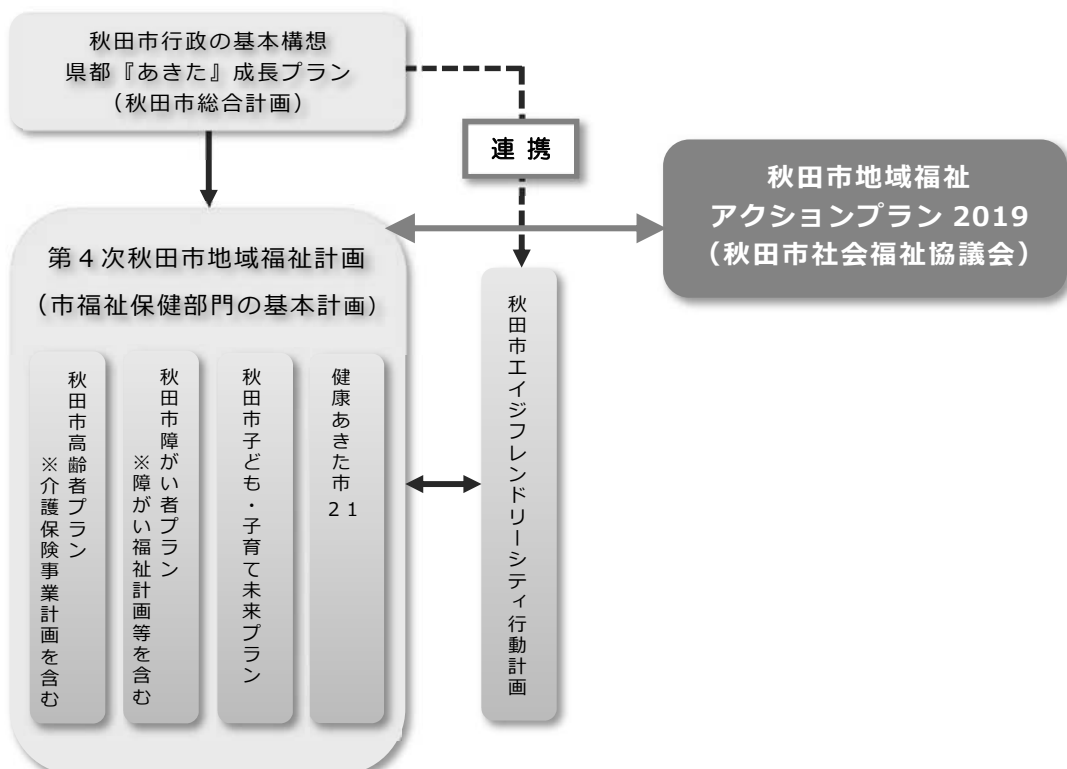
3 計画の位置づけ

秋田市において、地域福祉の推進を図るため「秋田市総合計画」がめざす基本理念のもと

「ともにつくりともに生きる人・まち・くらし」を実現するための福祉保健部門の基本計画として、2019年を初年度とする「第4次秋田市地域福祉計画」を策定することになっております。

「秋田市地域福祉アクションプラン2019」と「第4次秋田市地域福祉計画」はいずれも地域福祉の推進をめざすものであり、地域福祉課題を共通認識し、目標達成のため相互に連携した計画となっています。

「第4次秋田市地域福祉計画」は、公（行政）、共（地域）、私（市民一人ひとり）の役割分担のもと地域福祉を推進する上での考え方をまとめたものであり、「秋田市地域福祉アクションプラン2019」は、地域住民主体の福祉活動など地域福祉を推進する具体的な活動・行動計画であります。



4 計画期間

計画期間 2019年度から2023年度までの5年間です。

計画の名称	現行計画の計画期間	～2018 (H30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
秋田市地域福祉 アクションプラン2019	2019～2023	しあわせづくりプラン 2014	秋田市地域福祉 アクションプラン2019						
秋田市地域福祉計画	2019～2023	第3次計画	第4次計画						
県都『あきた』成長プラン (秋田市総合計画)	2016～2023	第13次計画							
秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画)	2018～2020	第9次計画 第7期計画							
秋田市障がい者プラン (秋田市障がい福祉計画) (市町村障害児福祉計画)	2018～2020	第5次計画							
		第5期計画		第6期計画					
		第1期計画		第2期計画					
秋田市子ども・子育て未来プラン	2015～2019	第2次計画							
第2次健康あきた市21	2013～2022	第2次計画							
秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	2017～2021	第2次計画							

第2章 地域福祉推進のために

第2章 地域福祉推進のために

1 「地域福祉」とは

地域福祉とは、それぞれの地域において誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民と社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の生活課題や地域福祉のニーズを把握し、関係機関との連携により解決に取り組む考え方です。

ここでいう地域は、コミュニティを形成する場であり、地区や町内会などはそのひとつの単位として捉えることができます。

秋田市では地域福祉を進めていく単位として、地区社協^{注1}や町内会などの小地域での福祉活動が必要であり、これらを基盤とした地域福祉活動が求められています。

注1:P64参照

2 3つの助け「自助・共助・公助」

地域社会における様々な課題の解決に取り組むためには、「自助・共助・公助」の3つの助けの連携が必要となります。

自 助	個人の自立と家族での支えあい 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参画
共 助	地域社会における相互扶助 地域の担い手や関係機関の連携 ボランティア・NPOなどの市民活動 共同募金や寄付金等の善意 民間企業・団体の社会貢献活動や公益的取り組み
公 助	福祉・保健・医療などの公的制度やサービス 多様化・複雑化する福祉課題への対応

住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることは誰もの願いです。この生活を送るためには、私たち自身の努力が必要です。

自らの問題に対しては、まずは自分や家族で考え行動し問題解決を図るよう努めることが大切です。これらの働きを「自助」といい、すべての人々に求められる行為であり、安心して暮らすための基礎となります。しかし、「自助」では解決できない課題もあり、こうした課題には「共助・公助」が必要になります。

「共助」は、地域の隣近所や友人・知人がお互いに「我が事」と捉え、助け合い、支え合うことです。困った時だけ助けを求めるものではなく、日頃から良好な関係性を築く必要があります。あいさつや声掛けをする等自ら行動することが大切です。

また、「公助」として、公的制度やサービスがありますが、制度の狭間の問題等「公助」では解決できない課題もあり、こうした課題には、隣近所やボランティア等の協力が必要な場合があります。

このように、住み慣れた地域で、様々な課題を解決していくためには、3つの「助け」の中で、様々な関係団体・機関と連携し補っていくことが求められます。

3 地域福祉活動の担い手の役割と協働

少子高齢化社会、人口減少などにより家族機能の低下や地域とのつながりの希薄化、地域福祉の担い手不足など地域社会が著しく変化してきています。一方、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会が求められてきております。こうした状況において、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する必要があります。

また、65歳以上を一律に「高齢者」とする年齢でライフステージを画一化する考え方を見直し、年齢や性別にかかわらず個々の意欲・能力に応じて発揮できる「エイジレス社会」をめざし、高齢者の意欲や能力を最大限活かすため、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の方には地域コミュニティ活動などに積極的に関わり、役割をもつことにより個人の人生や社会を豊かにするといった意識をもってもらうことが大切です。

このように地区社協、民生委員・児童委員、町内会など地域住民の主体的な取り組みをはじめ、社会福祉法人、当事者組織、関係団体、ボランティア、NPO法人、行政などが役割をもちながら、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働し、専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要です。

さらに、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなど多種多様な職種や企業、団体による包括的支援体制の構築が求められます。

① 地域住民の役割

地域住民は、地域福祉活動の担い手として、国がめざす「地域共生社会^{注2}」において地域住民一人ひとりが身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、地域福祉活動に積極的に関わることを求められます。

② 民生委員・児童委員（民生児童委員協議会）の役割

秋田市民児協は、秋田市内の38地区民児協で構成されています。民生委員法および児童福祉法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱されている民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手となっています。

③ 地区社協の役割

地区社協^{注1}は、秋田市内の概ね小学校区に38地区設置され、地域住民が主体となって地域福祉活動を行う組織です。市社協をはじめ、地区民児協、地域包括支援センター、各関係団体、社会福祉法人・福祉施設等との連携の中で、それぞれの地域で住民参加による支え合い活動の中核を担っています。

④ 町内会・自治会等の役割

地域住民の身近な生活圏域の共同体として、見守りや居場所づくりなどの地域福祉活動に参画することが期待されます。また、連合会・振興会等は、他団体等と連携した地域福祉活動への参画が期待されます。

⑤ 社会福祉法人・福祉施設の役割

地域の社会福祉を担う団体・施設として適切なサービスを提供するとともに、地域へ福祉資源を提供するなど、地域への公益的な取り組みが求められます。また、地域の課題解決に向けて、他の職種や地域福祉関係者と積極的に連携することが期待されています。

⑥ 行政の役割

「地域福祉計画」に基づき、公的な福祉サービスを前提として、地域福祉の理念と目標、取り組みの基本的な方向などを市民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動を支援します。

⑦ 当事者組織・関係団体の役割

老人クラブ、身体障害者協会、婦人会、市民憲章等の当事者組織・関係団体がそれぞれの立場から地域福祉活動に協働で参画するとともに地域福祉課題の解決へのつなぎ役として期待されます。

⑧ ボランティア・NPOの役割

ボランティア（個人・団体）やNPO法人は、地域の助け合い、支え合い活動や災害時の支援活動、地域福祉活動の実践を通じて、安心して地域で暮らせる福祉のまちづくりを助長することが期待されます。

⑨ 企業・商店の役割

地域にある企業・商店等は、地域社会の一員として、災害支援や地域福祉活動などに参加・参画することや募金等の協力・寄付等、社会貢献することが期待されます。

⑩ 学校・教育関係機関の役割

学校・教育関係機関は、地域団体・関係機関と協働で地域の学校運営や子育てを進めていくために、地域の福祉課題の解決につなぐことが期待されます。

⑪ 医療機関の役割

地域住民と密着した医療の提供を行うとともに、様々な相談窓口となり地域課題の発掘等、地域とのつなぎ役として期待されます。

⑫ 市社協の役割

市社協は、法的に位置付けられた地域福祉を推進する団体として、地域住民や地区社協^{注1}等をはじめとした、地域福祉活動を行っている地域組織への活動支援や「安心して地域で暮らせるための福祉サービス」の開発や提供などの役割があります。

また、次の取り組みを通じて、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、自発的な活動を引き出す環境づくりや、基本理念にある「誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で」を行政や地域、福祉関係機関と協働して取り組むことで地域福祉推進の中心的な役割が求められています。

注1:P64参照

- ・福祉サービスなどの企画・実施
- ・福祉教育、福祉啓発活動の実施
- ・福祉人材の研修、養成等
- ・地域福祉活動の財源の確保、造成および助成の実施
- ・地域住民の主体的な地域福祉活動の推進
- ・総合的な相談、生活支援活動の推進
- ・ボランティア活動の振興
- ・福祉課題の把握、提言、改善運動等の実施

地域福祉のイメージ図



第3章 アクションプランの構成とポイント

【基本理念】

誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で

少子高齢化をはじめ、地域福祉の担い手不足等、まさに地域社会の大きな転換期を迎えています。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしつつけるためには、みんなで支え合う地域福祉活動が大きな役割を果たします。さらに、行政をはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、町内会、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関・団体等とともにお互いが支え合うまちづくりをめざします。

【基本目標】

基本理念のもと、地域住民が主体的に地域福祉課題を把握して解決を試みる体制を基盤に多機関協働による総合的な支援体制をめざし、以下の3つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

地域住民が地域社会を構成する一員として、主体的に地域福祉課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進し、地域住民が支え合い一人ひとりが輝ける福祉のまちづくりをめざします。

また、地域住民が主体的に地域福祉活動に取り組めるよう財政支援、情報提供、人材育成などを実施していきます。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

生活困窮者への支援、在宅福祉サービスの充実、ボランティア活動の推進、生活課題に応じた社協の事業・活動の横のつながり、果たすべき役割を行政のみならず、社会福祉法人、福祉施設、民生委員・児童委員、関係機関・団体等と協力を図りながら事業を実施していきます。

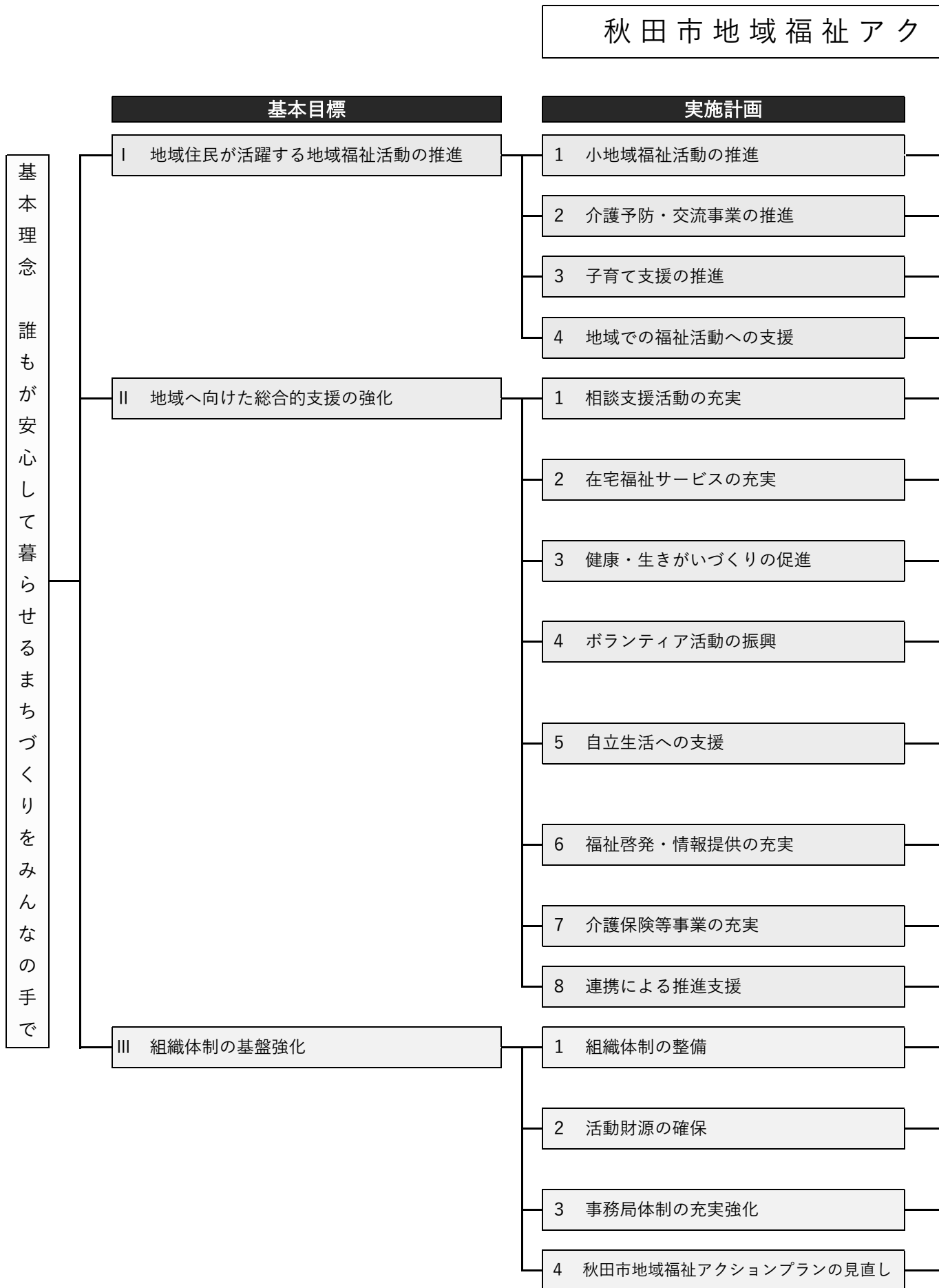
基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

市社協が地域福祉推進の中心的な役割を果たすために、効率的な法人運営と安定的な財源の確保に努めます。

プランのポイント

- ① 地区社協^{注1}・地区民児協・町内会等の地域住民の主体的な地域福祉活動を推進する
- ② アウトリーチ^{注4}の強化や制度の狭間の問題等の解決に向けたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{注3}の配置をめざす
- ③ 地域福祉権利擁護事業の継続と法人後見制度の導入・実施に向けた調査研究をする
- ④ ボランティアセンターの体制・機能を強化する
- ⑤ 市民の方々へ向けて地域福祉フェア（写真や関連用品の展示等）の開催やSNS^{注9}を活用し地域福祉活動の情報を発信する

第4章 秋田市地域福祉アクションプラン2019の体系図



アクションプラン2019 体系図

取り組み項目

①地域の現状やニーズの把握と検討 ②見守りネットワーク事業の推進 ③安心キット事業の推進 ④地域住民の積極的な地域福祉活動の推進

①地域元気アップ事業

①子育て支援の推進

①地域福祉活動拠点・推進体制の整備・強化 ②地区社協活動の強化と支援 ③地区社協等への情報提供

①ふれあい福祉相談センターの機能充実・強化

①ふれあいさん派遣事業 ②移送車の貸出事業 ③認知症等徘徊者への搜索支援 ④機器・機材・車両等貸出事業
⑤手話通訳者の設置（市委託事業） ⑥日用品・介護用品の再利用

①高齢者へのいこいの場の提供（市委託事業）

①ボランティアセンターの体制・機能の強化 ②介護支援ボランティア制度の運営（市委託事業） ③除雪支援の実施
④災害ボランティアセンターの体制整備 ⑤ボランティア活動への支援

①福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）地域福祉権利擁護事業 ②法人後見事業導入の検討 ③市民小口資金の貸付
④生活福祉資金貸付事業の相談・受付（県社協委託事業） ⑤生活困窮者への食支援の実施 ⑥罹災世帯への見舞金支給

①広報の充実 ②秋田市社会福祉大会の開催 ③パンフレットの作成
④福祉教育の推進 ⑤地域福祉フェアの開催

①介護事業等の実施 ②地域包括支援センター等の運営（市委託事業） ③秋田市高齢者生活支援体制整備事業（市委託事業）

①市民児協との連携 ②地域包括支援センターとの連携 ③社会福祉法人・福祉施設等との連携

①社協組織の強化

①一般会員の推進 ②特別・団体会員の増強 ③共同募金への協力
④善意銀行の運営 ⑤自主財源の確保 ⑥公的財源の確保

①事務局体制の強化と 職員の資質向上

① 秋田市地域福祉アクションプランの見直し

第5章 実施計画

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

- 1 小地域福祉活動の推進
- 2 介護予防・交流事業の推進
- 3 子育て支援の推進
- 4 地域での福祉活動への支援

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 1 小地域福祉活動の推進

取り組み項目 ① 地域の現状やニーズの把握と検討

【概要】

日頃の活動を通じて、地域に暮らす支援を要する人や地域住民の生活課題を把握をしている。

【課題】

- 地域の生活課題を関係者で情報共有する仕組みが必要である。
- 生活支援コーディネーター^{注6}の連携が必要である。
- 地域ケア会議などで高齢者を中心に把握しているが、高齢者以外の課題把握が必要である。
- 地域から排除されがちな問題、制度の狭間の問題へ対応するための人員配置が必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 見守り活動や地域サロン、子育てサロンなど日頃の活動を通じて、支援を要する人や地域の生活課題など、高齢者に限らず幅広く地域の現状を把握し、その情報を地区社協^{注1}関係者で共有する。また、地域包括支援センターなど関係機関との連携を図りながら地域の現状を把握する。
- (2) 各種会議、研修会の場を活用し、地域福祉活動を推進するうえでの課題の把握とその課題解決や対応策について研究する。その中で、新たなサービスの開発または関係機関への要望としてつなげていく。
- (3) アウトリーチ^{注4}の強化・地域の課題や制度の狭間の問題等の解決に向けたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{注3}の配置を検討する。

注1・3・4:P64参照

注6:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 1 小地域福祉活動の推進

取り組み項目 ② 見守りネットワーク事業の推進

【概要】

地域の見守りが必要な世帯に対して、定期的な声かけ活動や訪問活動を行い、高齢者等の孤立化を予防するとともに、隣り近所の協力を得て日常生活の見守りを行うことによりニーズや緊急事態を早期に発見するため、見守りネットワーク事業を行っている。

また、「見守りネットワーク事業の手引き」の作成や「安心キット事業」と連携を図り、見守り体制の充実を図っている。

平成29年度には、見守りネットワーク事業の取り組み状況調査を実施した。

【課題】

- 個人情報保護法の観点から対象者の把握や情報共有ができないこともある。
- 社会福祉法人の地域貢献により、見守りネットワーク活動へ協力してもらうよう働きかけが必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 地域の見守りの必要な世帯に対して、隣り近所の協力を得て日常生活の見守りや定期的な声かけを行い、高齢者等の孤立化の予防とニーズ把握、緊急事態の早期発見に努める。
- (2) 地区社協^{注1}は、安心キット事業や配食サービス等、地区が取り組んでいる事業と連携して、見守りネットワーク活動を実施する。
- (3) 地区社協において、見守りネットワーク事業の打ち合わせ会を開催し、地区民児協、町内会長、福祉協力員^{注8}などにおいて情報共有を図る。
また、町内会ごとに見守りネットワーク事業の手引きや避難支援対象者名簿を活用しながら見守り対象世帯の確認を行い、見守り体制についての合意形成を図る。
- (4) 災害時の地域でのたすけあいを円滑に進めるために、日頃から要援護者の把握を行うとともに、見守りネットワーク事業の実施を通じて、地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進める。
- (5) 市社協の見守りネットワーク事業実施要綱に基づいて、地区社協に助成し活動を支援する。
- (6) 社会福祉法人から秋田市地域福祉おむすびネット^{注7}に登録していただき、見守り活動の拡充を図る。

注1:P64参照

注7・8:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 1 小地域福祉活動の推進

取り組み項目 ③ 安心キット事業の推進

【概要】

あらかじめ本人の医療情報を記入した安心カードを専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管して、万一のときに、その情報を救急医療に活かす安心キットを必要な方や希望者へ配布している。この事業は、地区社協^{注1}、地区民児協、町内会、秋田市消防本部と連携を図りながら、見守りネットワーク事業と連携して実施している。また、ポスターやチラシを作成し、安心キットの設置や安心カードの更新の呼びかけなど事業の周知を行っている。

安心キット事業の円滑な運営のため合同推進委員会議を年1回開催している。

【課題】

- 医療機関との連携の仕組みを確立する必要がある。
- 情報更新の周知が不足している。
- 安心キットに取り組んでいない町内会や町内会のない世帯への周知が課題である。



【具体的実施内容】

- (1) 見守りネットワーク、安心キット事業の手引きを活用し、高齢者・障がい者等の不安軽減や地域での声かけ・訪問活動の充実を図るために、安心キットの設置を推進する。
また、病院や薬局と連携してポスターを設置するなど安心キットの設置・拡大を図る。
- (2) 安心カードの情報の更新の呼び掛けをする。また、秋田市地域福祉おむすびネット^{注7}に登録した社会福祉法人や薬局、介護事業所等へ更新の呼び掛けの協力を依頼する。情報更新についてはシステムの導入等、新たな方策を検討する。
- (3) 地区の実施状況や事業推進上の課題を把握するとともに、必要に応じて会議を開催する。
- (4) 市社協だよりや市の広報紙に掲載し周知していく。

注1:P64参照

注7:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 1 小地域福祉活動の推進

取り組み項目 ④ 地域住民の積極的な地域福祉活動の推進

【概要】

地域住民が主体的に地域福祉課題の解決を図るため、河辺、雄和地区では買い物支援車両を使用して、買い物が困難な高齢者の買い物支援を実施したり、地区や町内会において除雪機や軽トラックなどを使用して除雪支援を行っている。また、市社協では、軽トラック等の車両や除雪機などの器具機材を貸出している。

【課題】

- 軽トラック等の老朽化が進んでいる。
- 秋田市高齢者生活支援体制整備事業^{注5}との連携が必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 秋田市高齢者生活支援体制整備事業は、居場所づくりやごみ捨て等の手伝いなど、多様な主体による多様なサービスを行うものであり、その事業と連携を図り住民が主体的に地域の課題解決を図る。
- (2) 地区社協^{注1}等の買い物支援、除雪支援、防災訓練実施など、地域の実情に応じた地域での支え合いの地域福祉活動を推進する。また、車いす操作や移乗方法などについて近隣の福祉施設等から協力を得る。
- (3) 軽トラック、除雪機等を貸出しする。また、老朽化した貸出機器・機材については更新する。

注1・5:P64参照

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 2 介護予防・交流事業の推進

取り組み項目 ① 地域元気アップ事業

【概要】

地区社協^{注1}では、地域元気アップ事業として健康づくり・生きがいづくりのため地域交流、世代間交流、グラウンド・ゴルフ、ウォーキング等を地域で取り組んでいる。

また、地区単位、町内会単位で麻雀サロン、ダンス、お茶会等を地域サロンとして実施している。市社協では、地区社協への助成や講師等の情報提供などの支援を行っている。

【課題】

- 町内会館がない地区もあり、サロンを行う場の確保が必要である。
- 秋田市高齢者生活支援体制整備事業^{注5}との連携が必要である。

【具体的実施内容】

① 健康づくり・生きがいづくりの支援

- (1) 軽スポーツ、趣味活動、交流事業などを行い地域の高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、心身ともに健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防の推進を図る。

② 地域サロン活動の推進

- (1) 高齢者や障がい者等の孤立を予防するために、地域の身近な町内会館等を利用し、自宅に閉じこもらず、気軽に集える場づくりを推進する。また、福祉協力員^{注8}等が参加の呼び掛けを促進する。
- (2) 地域サロンの会場確保が必要なことから、学校など公共施設で地域に開放できるスペースの確認や町内会集会所の設置状況など地区への聞き取り調査や現地確認による現状把握を行い会場の確保を検討し、必要に応じて関係機関等に働きかけをする。（公共施設、社会福祉施設、空き家、空き店舗の活用など）
- (3) 地域サロン活動の活性化が地域における自殺対策にもつながることから、地域サロン活動の充実・拡大を図る。
- (4) 地区社協が実施している地域サロン事業と秋田市高齢者生活支援体制整備事業と協力体制を構築する。

注1・5:P64参照

注8:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進**実施計画 3 子育て支援の推進****取り組み項目 ① 子育て支援の推進****【概要】**

子育て支援として、子育てサロンや子育てサークル等へのおもちゃの貸出や、のびのび子育て出前講話として講師の派遣を行っている。また、地区社協^{注1}に対して子育て支援事業の助成を行い地域での子育てサロン等の充実を図り、子育てしやすい環境づくりを支援している。

【課題】

- 地域との交流を図りながら安心して子育てができるように、子育て支援をしている団体等の実態を把握する必要がある。

【具体的実施内容】

- (1) 子育て世帯に地域との交流の場を提供できるように、子育てサークルや支援団体の情報収集をする。また、市社協ホームページおよび市社協だよりで子育て支援に関する情報を発信していく。
- (2) 子育て家庭の社会的孤立化を予防し、地域との交流を図りながら安心して子育てができるよう活動を支援する。
- (3) 秋田市地域福祉おむすびネット^{注7}に登録している社会福祉法人が、食料品や文房具類を集めてフードバンク^{注11}や子ども食堂の支援を推進する。
- (4) 子育て支援おもちゃを貸出しする。
- (5) のびのび子育て出前講話を実施する。
- (6) 子育て支援事業へ助成する。

注1:P64参照

注7・11:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 4 地域での福祉活動への支援

取り組み項目 ① 地域福祉活動拠点・推進体制の整備・強化

【概要】

拠点づくり・事務機器整備支援事業として、地区社協^{注1}への助成や地区社協事務所設置について市や関係機関に働きかけをしている。また、町内会単位での福祉協力員^{注8}の設置推進や地区社協事務担当者研修会や地域福祉活動合同研修会の開催などにより地域福祉活動を推進している。

【課題】

- 地区社協事務局の半数は個人宅になっている。
- 福祉協力員については、設置の必要性や役割について周知する必要がある。
- 福祉協力員の位置づけを地区から求められることがあるため、検討する必要がある。
- 福祉協力員と保健推進員の連携が必要である。
- 地区社協事務担当者研修会については、研修内容を検討する必要がある。
- 地域福祉活動合同研修会の周知方法を工夫する必要がある。
- 拠点づくり・事務機器整備支援事業の限度額の増額を検討する。(物品購入で地区社協の負担が大きい)

【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉活動を進めるためには、地区社協・地区民児協・町内会の連携が重要なことから、「地区社協活動の手引」などにより地区社協活動の理解を高める。
- (2) 地域福祉活動を進める上で拠点の確保が必要なことから、市社協は地区社協と連携を図りながら、地区社協の事務所設置状況を把握し、地区の要望に応じてコミセンなど公共施設等への地区社協事務所設置について市や関係機関に働きかけを行う。

◆ 福祉協力員の設置推進

福祉協力員未設置地区や設置人数が少ない地区へ必要性や役割、位置づけについての促進に努める。また、福祉協力員の拡充の呼びかけを行い地域福祉活動の更なる強化を図る。

さらに、福祉協力員と保健推進員の連携について研究する。

◆ 地区社協事務担当者研修会

地区社協事務担当者を対象に、地域福祉活動および事務手続きなどの情報の提供や、地域福祉活動の推進についての研修を行い資質の向上を図る。また、研修内容を見直しする。

◆ 地域福祉活動に関する研修会

地区社協の福祉協力員研修会、住民座談会など町内会を含む各種の会合で地域福祉に関する研修を行い気運の醸成を図る。また、地域住民をはじめ地区社協、地区民児協、町内会長、福祉協力員等の研修の場を提供し、地域福祉活動に対する理解を深め、人材の育成を図る。

◆ 拠点づくり・事務機器整備支援事業

地区社協の拠点づくりの促進または地区社協の拠点の強化、事務負担の軽減を図るために、地区社協に対して事務用備品の購入費用などを助成する。また、助成限度額の増額について検討する。

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進**実施計画 4 地域での福祉活動への支援****取り組み項目 ② 地区社協活動の強化と支援****【概要】**

地区社協^{注1}の地域福祉活動の実践を支援するため、講師や視察先の紹介や4ブロックで実施している。地区社協研修や地区社協が自主的に実施する研修会への助成などの支援をしている。

また、38の地区社協で構成する秋田市地区社会福祉協議会連絡会の事務局を市社協に置き、活動費の助成をしている。

【課題】

- 研修内容の企画に苦慮している（視察先・講師の選定）
- 研修の題材になるようなメニュー・プログラムを作成する必要がある。
- 地区社協が企画する事業について、助言などをできる体制づくりが必要である。
- 社会情勢等を地域に提供していく必要がある。

【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉への理解を広め、協力者の拡大を図るため、市社協職員が地区や町内会など地域に出向いて社協事業の紹介や講話をしたり、外部講師の紹介など地区社協の研修を支援する。
また、地区で行った研修の情報を他の地区にも提供できるようリスト化する。
- (2) 地区社協が事業を企画する場合に、市社協が地区に出向いて持っているノウハウを情報提供し支援する。
- (3) 4ブロックごとに行う地区社協研修に対して、市社協が経費の一部を負担することにより、地域福祉活動についての情報交換、研修活動を支援する。
- (4) 秋田市地区社会福祉協議会連絡会の事務局を市社協に置き、地区社協相互間の緊密な連携を図りながら、地域福祉活動を進める。

注1:P64参照

基本目標Ⅰ 地域住民が活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 4 地域での福祉活動への支援

取り組み項目 ③ 地区社協等への情報提供

【概要】

地区社協^{注1}が発行した広報紙の提供があった場合に、他の地区社協へ配布している。
また、地区社協での行事・研修等で依頼した講師などの情報を提供している。

【課題】

- 地区社協へ情報提供する、様々な仕組みが必要である。
- 町内会向けに社協の取り組み情報を提供する仕組みが必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉活動への理解を得るため、地区社協・町内会に向けた社協事業の情報提供を定期的に発信する。
- (2) 地区社協の取り組み状況を市社協ホームページに掲載し、地域情報を発信する。
- (3) 市社協ホームページに町内会向けのコーナーを設ける。
- (4) 地区社協が発行する広報紙を他地区へ配布し、情報提供を行う。
- (5) 地区社協、地区民児協、町内会など地域の各種団体が活用できる情報を提供する。
(助成金や講師派遣など)
- (6) 市社協が作成した地域福祉活動に関連する手引き書・パンフレットを各地区へ提供し支援する。また、必要に応じて更新していく。

注1:P64参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

- 1 相談支援活動の充実
- 2 在宅福祉サービスの充実
- 3 健康・生きがいづくりの促進
- 4 ボランティア活動の振興
- 5 自立生活への支援
- 6 福祉啓発・情報提供の充実
- 7 介護保険等事業の充実
- 8 連携による推進支援

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 1 相談支援活動の充実

取り組み項目 ① ふれあい福祉相談センターの機能充実・強化

【概要】

ふれあい福祉相談センターは、市民の日常生活の心配ごと等の相談について、来所・電話での相談を受けている。

開設日 月～金 9時～16時 相談員 3名で1日2名体制

また、秋田弁護士会の協力で毎月第3月曜日（休日の場合は第4月曜日）に秋田市老人福祉センターにて「弁護士による無料法律相談」を実施している。

【課題】

- 市社協ホームページや市の広報紙以外にもPRできる媒体を検討する必要がある。
- 弁護士による無料法律相談の1人あたりの時間が短い。
- 他の専門相談機関と情報交換する機会が必要である。
- 市民からの相談を適切な事業所へつなぐだけでなく、相談内容が残る仕組みが必要である。
また、その相談内容の結果とそこに至った過程を追い、解決プロセスを把握する必要がある。



【具体的実施内容】

- (1) 週5日相談日を開設し、年金、福祉、家族問題などさまざまな相談を受け付ける。
- (2) 秋田弁護士会の協力を得て、月1回無料法律相談（予約制）を実施する。
なお、弁護士相談の1人あたりの相談時間を協議する。
- (3) 市民への周知・広報や各相談機関との連携のため、関連する機関や団体などへリーフレットの設置を依頼する。
- (4) 複雑多岐にわたる相談で多種職に関わらなければいけないケースや困難な事例については、市社協の専門職において検討する場を設けて対応する。
- (5) 他の相談機関へつないだ場合は、その状況把握に努める。
- (6) 相談機関・団体が実施する研修会の場において、職員の質の向上を図るとともに情報交換を行う。そうした機会を活用し他機関と連携を図る。
- (7) 他の相談機関・団体の情報収集をする。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 2 在宅福祉サービスの充実

取り組み項目 ① ふれあいさん派遣事業

【概要】

急なケガ、病気の時や産前産後などの世帯にふれあいさんを派遣して短期間・単発の生活支援をしている。派遣日時 月～土 9時～17時

また、派遣内容のチラシや電子看板（デジタルサイネージ）放映等を活用して事業の実施内容をPRしている。

登録ふれあいさんの募集について、市社協だよりで広報して確保に努めている。

【課題】

●秋田市民以外の方で、秋田市内の病院に入院して利用を希望する人が増えている。

【具体的実施内容】

- (1) 急なケガ、病気の時や産前産後などの世帯に短期間・単発の生活支援を行う。
- (2) 利用者や関係機関等からの意見を踏まえて、支援内容の見直しを行う。
- (3) 登録ふれあいさんの確保に努める。また、登録ふれあいさんの資格要件について見直しする。

取り組み項目 ② 移送車の貸出事業

【概要】

通院、買い物、観光などのために、移送を必要とする高齢者・障がい者を抱える世帯へ車いすのまま乗れる軽自動車を無料で貸出ししている。（ガソリン代は自己負担）

【課題】

●老朽化で車両の更新が必要であるが、財源等の検討が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 移送を必要とする高齢者・障がい者を抱える世帯へ車いすのまま乗れる軽自動車を貸出しする。
- (2) 老朽化した車両については、財源等を検討して更新を図る。（各種助成制度の活用等）
- (3) 市社協ホームページおよび市社協だより、市の広報紙等を活用し PR の強化に努める。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 2 在宅福祉サービスの充実

取り組み項目 ③ 認知症等徘徊者への搜索支援

【概要】

行方不明になる恐れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、いついなくなるか不安を抱えている世帯へ居場所を確認するための装置設置に対して補助している。

【課題】

●利用件数が少ないことや、様々な位置情報を確認できる各種装置・サービスがあることから事業の見直しが必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 行方不明になる恐れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等でいついなくなるか不安を抱えている世帯へ居場所を確認するための装置設置に対して補助する。
- (2) 各携帯電話会社等が取り扱う位置情報を確認できる各種装置やサービスがあることから、各種サービスの装置の設置費用などへの補助や搜索の仕組みを検討する。

※参考

市長寿福祉課では警察、地域包括、地域の事業者とネットワークを構築している。

また、行方不明になる恐れのある高齢者への対策として、本人の氏名、連絡先等を事前登録し警察と情報共有するとともに、当事者の持ち物へ反射式ステッカーを貼っていただき、早期発見と身元確認に役立てている。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化**実施計画 2 在宅福祉サービスの充実****取り組み項目 ④ 機器・機材・車両等貸出事業****【概要】**

地区社協^{注1}、町内会等の各団体に対して機器および機材または福祉車両等を貸し出すことにより在宅で介護を要する人を抱える世帯の介護負担の軽減、コミュニティ活動および地域福祉活動の活性化、福祉教育の推進ならびに地域住民やボランティア団体等が主体的に地域での支え合い活動に取り組んでいくことを目的として、各種機器等を無料で貸出ししている。

○機器・機材・車両等貸出事業

- ・福祉機器、車両、介護予防機器、生きがい用品、カラオケ・AV機器、行事・レクリエーション用品、除雪・災害関連用品、福祉教育用品、資料・図書用品等

【課題】

- 地域センター、コミセンで車いすが借りられることのPRが不足している。
- 貸出件数の多い機器、少ない機器について精査が必要である。
- 各種貸出事業のパンフレットの見直しが必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 各地域センター、コミセン等でも車いすが借りられることのPR活動を強化する。
- (2) 地区社協、町内会等の各団体に対して機器および機材または福祉車両等を無料で貸出しする。
- (3) 各種貸出事業のパンフレットを見やすいものにする。
- (4) ニーズや老朽化など必要性に応じて、機器・機材の更新を図る。（財源の確保）
- (5) 貸出品目の見直しをする。

注1:P64参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 2 在宅福祉サービスの充実

取り組み項目 ⑤ 手話通訳者の設置（市委託事業）

【概要】

秋田市内に在住する聴覚障がい者等および聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある方が、手話通訳を市が必要と認める場合に手話通訳者を派遣している。

また、手話教室等へ手話通訳者を派遣して聴覚障がい者への理解を促進している。

【課題】

●個人からの利用と比較し、団体（病院・学校・公的機関等）の手話通訳者の利用が少ない。



【具体的実施内容】

- (1) 聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る場合に手話通訳者を派遣する。
- (2) 病院・学校・公的機関等での手話通訳者の利用を促進するため、市と協議していく。
- (3) 平成30年4月1日施行の「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に則して聴覚障がい者への理解促進や手話言語の普及を図る。

取り組み項目 ⑥ 日用品・介護用品の再利用

【概要】

日用品・介護用品において「譲る方」「欲しい方」両者の情報を市社協に登録して再利用を図っている。

【課題】

- 再利用できるか確認が必要である。
- 需要があっても提供する人がいない、保管場所がない等マッチングが難しい。



【具体的実施内容】

- (1) 市民から寄せられる日用品や介護用品等について、取り扱う団体への取次ぎ、市社協ホームページ等を活用しながらリサイクルにつなぐ仕組みづくりを行う。
- (2) 福祉機器等のリサイクル用品の管理や確認・保管場所に協力する社会福祉法人与連携を図りながらリサイクルの仕組みづくりを検討する。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化**実施計画 3 健康・生きがいつくりの促進****取り組み項目 ① 高齢者へのいこいの場の提供（市委託事業）****【概要】**

秋田市の仕様に基づいて、次の施設の指定管理を受け、高齢者へいこいの場を提供している。
また、それぞれの施設において趣味講座や体操などを行っている。

- 秋田市老人福祉センター管理運営事業 指定管理期間（H29.4.1～H34.3.31）
 - ・ けやき大学教室
- 秋田市老人いこいの家等管理運営事業 指定管理期間（H29.4.1～H32.3.31）
 - ・ 八橋老人いこいの家 ・ 飯島老人いこいの家 ・ 大森山老人と子どもの家
 - ・ いきいきサロン事業
- 秋田市雄和ふれあいプラザ管理運営事業 指定管理期間（H28.4.1～H33.3.31）
 - ・ ゆうゆうくらぶ ・ いきいきサロン事業

**【具体的実施内容】**

- (1) 市との管理運営に関する協定に基づき、老人福祉センター、老人いこいの家および雄和ふれあいプラザにおいて、高齢者にいこいと研修の場を提供するとともに、健康づくり・生きがいつくり等介護予防を促進する。
- (2) 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、高齢者同士の交流を図りながら、誰でも簡単にできる体操教室や日常生活で役立つ趣味・教養講座を各会場で月1回開催する。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 4 ボランティア活動の振興

取り組み項目 ① ボランティアセンターの体制・機能の強化

【概要】

秋田市ボランティアセンター（市委託事業）において、ボランティアの登録、紹介や「ぼらんていあ情報」の発行（年6回）、チビッコボランティア・ジュニアボランティア等の体験講座の開催等を行っている。また、ボランティア活動保険の加入促進と福祉を目的とした活動に対してボランティア保険料を半額補助している。

【課題】

- メールでの情報提供まで至っていない。
- 登録者の整理が必要である。
- 災害時に迅速な対応ができるボランティア登録システムが必要である。
- ボランティア活動を体験してみたい方に対しての体験プログラムや受入施設が少ない。
- ボランティアの活動保険の補助対象が判断しにくい。
- バリアフリー教室や疑似体験の依頼が多く対応に苦慮している。
- チビッコボランティア・ジュニアボランティアの受入施設や種類の検討が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) ボランティア情報誌の発行や市社協ホームページ等を活用し、情報提供とボランティア活動の普及を図る。（メールによる情報提供、SNS^{注9}等による情報発信、ボランティアを必要としている情報や助成金情報を市社協ホームページに掲載）
- (2) ボランティア活動への参加希望者と受入希望者とのコーディネートを行う。
- (3) ボランティア保険の補助対象の見直しをする。
- (4) ボランティアセンターの登録の仕組みの見直しをする。
- (5) ボランティアの登録紹介を円滑に行えるよう、または、災害時に迅速な対応ができるようシステムを整備する。
- (6) ボランティア活動を始めるきっかけづくりのための体験プログラムの構築、あるいは講座等を開催し、ボランティア育成の強化を図る。また、社会福祉法人と連携し受け入れ先の拡大等を図る。
- (7) ボランティア活動保険の加入促進を図る。
- (8) 人員体制の整備を図る。

注9:P65参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化**実施計画 4 ボランティア活動の振興****取り組み項目 ② 介護支援ボランティア制度の運営（市委託事業）****【概要】**

高齢者が介護施設等でのボランティア活動を通して、社会参加や地域貢献をすることで介護予防に取り組むことを支援している。

また、介護支援ボランティア制度^{注10}に登録するには、登録講習会の受講が必須であり、その登録講習会を年10回開催している。

さらに登録者を対象とした研修会を開催している。（年1回）

※ボランティア活動をするとポイントが付与され、集めたスタンプをポイントに交換することで年間最大5,000円の交付金を受けることができる。

【課題】

- 交通手段等の事情や施設の受入体制等の理由で希望する活動に至らない場合もある。
- 更新手続き等、制度の簡素化が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 高齢者自身の介護予防を目的として、介護施設等でのボランティア活動を通して社会参加や地域貢献を促進する。
- (2) 円滑な登録・ポイント管理ができるようシステムの導入等を行う。
- (3) ボランティアの活動の場を広げるため、受入施設の拡充の推進を図るほか、制度のPRを積極的に行う。

注10:P65参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 4 ボランティア活動の振興

取り組み項目 ③ 除雪支援の実施

【概要】

除雪が困難なひとり暮らし高齢者や障がい者等が、安心して冬期間の在宅生活を送ることができるようボランティアの協力を得て除雪支援を行っている。

また、地域での支え合い活動において、要援護者宅等の除排雪を行う場合に除雪機・融雪機等の機器・機材等を貸出ししている。

【課題】

● 除雪支援についての仕組みが市民に浸透していない部分もあるため、継続的な周知活動が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 除雪が困難なひとり暮らし高齢者や、障がい者等へボランティアの協力を得て除雪支援を行う。
- (2) 除雪機・融雪機等の機器・機材等を貸出しする。
- (3) 除雪ボランティアの参加促進や要援護者へ周知するため、広報活動を強化する。
(SNS^{注9}等活用、市社協ホームページおよび市社協だより、市の広報紙への掲載等)
- (4) 秋田市ボランティアセンターに除雪ボランティアとして登録した個人・団体、あるいは除雪活動を行う町内会に対し、ボランティア保険の掛け金を補助し活動を支援する。

注9:P65参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 4 ボランティア活動の振興

取り組み項目 ④ 災害ボランティアセンターの体制整備

【概要】

平成29年7月、平成30年5月の大雨災害においては、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づいて対応した。また、災害ボランティアセンターの運営財源は主に、秋田県共同募金会の「活動拠点事務所支援資金」の活用や福祉事業基金の積み立ての取り崩しを充当した。

【課題】

- 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの全般的な見直しが必要。併せて、水害用、地震用など災害の種類に応じた体制が取れるようにする必要がある。
- 災害ボランティアセンターの設置に備えて、事前に器具機材を備えておく必要がある。
- ボランティアセンター登録時に、災害時にボランティア活動に協力してくれる方の把握ができるよう登録の見直しが必要である。



【具体的実施内容】

- (1) これまでの災害対応を踏まえて、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しを行う。
- (2) 災害時に迅速な災害ボランティアセンターの設置と円滑なボランティア受け入れができるよう、事前に関係機関と協議をする。
- (3) 災害時に、より多くのボランティアを確保するため、事前に民間企業等へ協力の働きかけを行う。
- (4) 災害ボランティアセンター設置に必要な器具機材を整備する。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 4 ボランティア活動の振興

取り組み項目 ⑤ ボランティア活動への支援

【概要】

秋田市ボランティア基金の運用益を秋田市ボランティア基金管理運営要綱に基づき、ボランティア団体の行う事業等に対して助成している。

基金 123,679,000 円（平成30年3月31日現在）国債（利率1.2%）で運用。

また、ボランティア団体への器具・機材等の貸出しやボランティア活動保険への加入促進と掛金の補助などを行い、ボランティア活動を支援している。

【課題】

- 2020年まで利率1.2%の国債で運用しているが、それ以降の基金の管理および運用益等を検討する必要がある。



【具体的実施内容】

- (1) ボランティア基金の運用益を財源に、団体からの申請に基づき、基金管理運営委員会を経てボランティア活動に対して助成し、活動を支援する。また、市社協または、市ボランティアセンターが行うボランティア活動を振興する事業に充当する。
- (2) 基金の管理及び運用について調査研究を行う。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 5 自立生活への支援

取り組み項目 ① 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）地域福祉権利擁護事業

【概要】

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者の日常的金銭管理や書類等の預りサービス、福祉サービスの利用援助などの支援をしている。

- ・ 専門員 2 名配置（嘱託職員）
- ・ 平成29年度から、県内 7 箇所の基幹社協での実施から全市町村社協方式に変更され、活動範囲が中央地区から秋田市のみとなった。

【課題】

- 専門性のある職員の配置が必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉権利擁護事業を継続して実施し、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者の日常的金銭管理や書類等の預りサービス、福祉サービスの利用援助などを支援する。
- (2) 専門性のある職員の配置や待遇について県社協と引き続き協議する。

取り組み項目 ② 法人後見事業導入の検討

【概要】

高齢者の増加などにより成年後見制度の利用が見込まれることから、各研修会・セミナーへの参加、他の取り組みなどの情報収集を行い法人後見事業の導入を検討している。

【課題】

- 法人後見事業を行うための財源の確保が必要である。
- 法人後見事業を実施するにあたって、さらなる調査研究が必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 権利擁護支援センター（行政任意事業）や、日常生活自立支援事業とあわせて導入を検討する。
- (2) 他市町村が運営する法人後見事業について実態調査を行う。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 5 自立生活への支援

取り組み項目 ③ 市民小口資金の貸付

【概要】

一時的に生活に困っている方に対して限度額を6万円までとして、現金貸付している。

※貸付期間12ヶ月以内・無利子

また、年2回、滞納者に対し督促状を送付したり、行方不明者の住所調査を行っている。

【課題】

- 市民小口資金申請の約8割が生活保護または、自立支援申請者でその後、辞退・却下・取下げとなる世帯が多いため、貸付後の実態が把握できない。
- 督促状を償還期限を過ぎてから発送するため、途中で滞納した場合、貸付者と連絡が取れなくなる場合がある。

【具体的実施内容】

- (1) 低所得者の不時の出費に対する生活のつなぎ資金の貸付を行う。
- (2) 滞納整理の仕組み・仕方について検討する。（滞納者への速やかな連絡、不納欠損の仕方）
- (3) 秋田市と協力しながら償還促進へつなげていく。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化**実施計画 5 自立生活への支援****取り組み項目 ④ 生活福祉資金貸付事業の相談・受付（県社協委託事業）****【概要】**

低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、就労に必要な技能習得のための資金、就学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金、その他一時的に必要な資金等を低金利または無利子で貸付ける生活福祉資金貸付事業の相談窓口を担っている。

専門相談員2名を配置している（嘱託職員）県社協受託金

また、地区民児協会長、および生活福祉資金担当民生委員向け研修会の開催や市の生活困窮者自立支援事業との連携を図るとともに、支援調整会議へ出席し関係機関担当者と情報交換を行っている。

【課題】

- 不動産担保型生活資金については、専門知識が必要であるため対応に苦慮している。
- 業務量が多いため、継続して専門相談員の配置が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 低所得者、障がい者または高齢者世帯の生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的に必要な資金の貸付の相談、受付を行う。また、貸付制度の案内等を市社協ホームページおよび市社協だよりを活用して周知する。
- (2) 失業により生計維持が困難となった世帯などについては、市(生活困窮者自立相談支援機関)と連携しながら、必要な場合には貸付けの相談支援を行う。
- (3) 継続して、専門相談員の配置や不動産担保型生活資金の貸付要件について県社協と協議をしていく。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 5 自立生活への支援

取り組み項目 ⑤ 生活困窮者への食支援の実施

【概要】

緊急食支援事業として市民小口資金等に該当しなかった方や制度申請中の方で、その日の食事もままならない方に対して食料品の支給と思い立ったときに相談できるよう専門相談機関の一覧を配布している。

また、フードバンクあきたやコープフードバンクとの連携や食料品の寄付受付箱の設置、地域包括支援センターとの連絡調整などへ協力して生活困窮者への食支援を行っている。

【課題】

- 支給条件は1人1回であるが、生活費の管理不十分等の理由で複数回支給したケースもある。
- 生活費の支給のある生活保護受給者の利用が見受けられる。
- 緊急食支援事業の必要性について検討が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 緊急食支援事業の継続と財源の確保について検討する。
- (2) 生活困窮者自立支援を行っている社会福祉法人と連携して課題解決を図る。
- (3) フードバンク^{注11}に取り組んでいる団体と連携し、生活困窮者の自立を図る。
(フードバンクあきた、コープフードバンク)
- (4) 生活保護受給者への食支援については、市と連携を図って対応していく。

注11:P65参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化**実施計画 5 自立生活への支援****取り組み項目 ⑥ 罹災世帯への見舞金支給****【概要】**

火災（全・半焼）・床上浸水で罹災した世帯に対して見舞金を贈っている。

※全焼、全壊、流失、埋没 2万円 半焼、半壊、床上 1万円

平成 29 年度、平成 30 年度の大雨災害では、各年度約 160 万円の見舞金を支給した。

※例年の予算額は、40万円

また、見舞金支給対象世帯の情報を地区社協^{注1}へ提供している。

【課題】

- 大規模災害時の被災世帯の増に対する財源確保が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 火災・風水害で被災し、被害が甚大な世帯に対して見舞金を贈る。また、見舞金対象者の情報を地区社協に提供する。
- (2) 大規模災害時の見舞金の支給について検討する。

注1:P64参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 6 福祉啓発・情報提供の充実

取り組み項目 ① 広報の充実

【概要】

秋田市の地域福祉活動を広く市民に広報するために、市社協だより等の広報紙を発行している。
また、約9割の地区社協^{注1}が広報紙を発行している。

○市社協の広報紙

- ・市社協だより年1回（1月）発行 全戸配布。
- ・ミニ情報誌年1回（8月）発行 関係機関へ配布。

【課題】

- 地区社協へ加入していない世帯への広報紙の配布。
- 市社協ホームページおよび市社協だより以外で情報を発信する仕組みが必要である。
- 地区社協や地域の取り組み状況が見える化する必要がある。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協だよりを年1回発行する。また、市社協だよりの配布については地区社協の協力を得て行う。
- (2) 地区社協が行う活動を順次、市社協ホームページに掲載し、地域での福祉活動を周知する。
また、地区社協広報紙を市社協ホームページに掲載する。
- (3) 市社協、地区社協の取り組みについて、SNS^{注9}等での情報発信を検討する。

注1:P64参照
注9:P65参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 6 福祉啓発・情報提供の充実

取り組み項目 ② 秋田市社会福祉大会の開催

【概要】

昭和39年から秋田市社会福祉大会を開催し、講演や長年、社会福祉事業に貢献された功労者への表彰により福祉の啓発や普及を行っている。

【課題】

●市社協表彰後、次の表彰を受けられる仕組みが必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 秋田市民生児童委員協議会と共催で秋田市社会福祉大会を開催し、講演や活動発表を通して市民の福祉意識の高揚を図る。
また、長年福祉活動に貢献された方を表彰する。
- (2) 市社協表彰の次に県社協等の表彰が受けられるよう県社協等と協議する。

取り組み項目 ③ パンフレットの作成

【概要】

市社協の事業周知や説明資料として各種事業等のパンフレットを作成している。

【各種パンフレット】

一般会員会費ご協力のお願ひ、地域サロン事業、見守りネットワーク事業、ふれあいさん派遣事業、救急医療情報（安心キット）事業の手引き、福祉機器・機材貸出

【課題】

- 変更になった事業もあるので、パンフレットの見直しが必要である。
- パンフレットのない事業もあり、周知が充分できていない。

【具体的実施内容】

- (1) パンフレットの更新や作成を行う。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 6 福祉啓発・情報提供の充実

取り組み項目 ④ 福祉教育の推進

【概要】

福祉学習や福祉体験等の福祉教育を行い、福祉への関心と理解を深めている。
また、市都市計画課が行っている小学校を対象としたバリアフリー教室へ協力している。

【概要】

- 学校での福祉教育だけでなく、幅広く福祉教育を推進する必要がある。



【具体的実施内容】

- (1) 福祉学習や福祉体験に器具・機材の貸出しや車いすの操作方法・指導等の支援を行う。
- (2) 幅広い年齢層や様々な企業・団体に対して福祉教育を行い福祉の啓発を図る。
- (3) 学校をはじめ関係機関との連携を図り、チビッコ・ジュニアボランティアを整備し、小学校中学校へのボランティア活動へ参加促進を図る。（高齢者疑似体験等の貸出、講師派遣等）
- (4) バリアフリー教室へ協力し小学生の福祉の心の醸成を図る。

取り組み項目 ⑤ 地域福祉フェアの開催

【概要】

秋田市の地域福祉活動について、パネルや関連グッズの展示を行い、地域福祉活動の意識の高揚を図るため公共施設（図書館等）でフェアを開催する。



【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉フェアを開催し、社協活動の写真、災害ボランティア活動の写真、安心キット事業の写真、貸出用品のパフレットの掲示などを行う。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 7 介護保険等事業の充実

取り組み項目 ① 介護事業などの実施

【概要】

介護保険事業としてホームヘルパー事業所（秋田、河辺出張所）、居宅介護支援事業所（秋田、河辺、せせらぎ）、通所介護事業所（八橋、河辺）を運営している。

また、障害者自立支援事業、秋田市障がい児者日中一時支援事業放課後支援型（市委託事業）を行っている。

【課題】

- 社協が介護保険事業を実施する目的は、単にサービスを提供するだけでなく利用者の課題の把握やニーズの把握をすることや、ネットワークの一員として見守りや相談等につなげていくことを全職員に周知していく必要がある。
- 制度改正にあわせて、職員に対して研修を行い周知していくことが必要である。
- ホームヘルパー事業では、市社協が行う介護事業の強みとなるサービスの検討や総合事業に向けての体制整備をする必要がある。
- 居宅介護支援事業では介護保険サービスが多様化しているため、職員のスキルアップを図る必要がある。
- 通所介護事業では、介護保険サービス等の多様化により、分かりやすいパンフレットの作成や機能訓練加算等の取得について検討が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 介護保険法等の関係法令や各事業所の運営規程を遵守し、健全運営に努め、市民に信頼され喜ばれるサービスを行う。
- (2) 健全運営のための人員配置、人員の確保、職員の育成等の体制を図る。
- (3) 研修計画を策定し、職員の資質の向上に努める。
- (4) 各事業のPRに努めていく。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 7 介護保険等事業の充実

取り組み項目 ② 地域包括支援センター等の運営（市委託事業）

【概要】

地域包括支援センターは、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職がチームとなり、地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面から総合的に支えるため、市内18箇所に設置され、市社協では3つの地域包括支援センター（八橋、河辺、川元）の委託を受けている。

また、高齢者の介護予防事業として市の委託である「地域型はつらつクラブ事業」を八橋・河辺・川元地域包括支援センターで実施している。

さらに、認知症の人が暮らしやすい地域となるよう、医療機関や介護サービス、地域住民のみなさんをつなぎ支援する、認知症地域支援推進員を八橋地域包括支援センターに配置している。

【課題】

- 「はつらつクラブ」や介護予防教室の新規の利用者が増えない。（八橋、河辺、川元）
- 地域ニーズや課題等を把握する地区診断を実施するための、ワークショップや座談会が必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 八橋・河辺・川元地域包括支援センターについては、秋田市地域包括支援センター運営要綱に基づき、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を行う。また、地域ニーズや課題を把握するために座談会を開催する。
- (2) 地域型はつらつクラブ事業、秋田市通所型介護予防フォローアップ事業のPRの強化。
- (3) 市内全域の地域包括支援センターと連携を図る。

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化**実施計画 7 介護保険等事業の充実****取り組み項目 ③ 秋田市高齢者生活支援体制整備事業（市委託事業）****【概要】**

高齢者の在宅生活を支えるため、地域住民同士の支え合いなど、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう、生活支援コーディネーター^{注6}（地域支え合い推進員）の配置と協議体の設置を行い、高齢者を支える地域の支え合い体制を構築している。

市社協では、八橋・河辺・川元地域包括支援センター圏域の委託を受けてそれぞれの圏域に生活支援コーディネーターの配置をしている。

【課題】

- 地域住民が主体となり、介護予防へ取り組みができるように支援する仕組みづくりが必要である。
- 小さな困りごと（草取り、電球交換、買い物、通院等）を解決する仕組みづくりが必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 高齢者生活支援サービスおよび介護予防サービスへの多様な主体による提供体制を構築し、高齢者を支えるための地域における支え合いの体制づくりを推進する。
- (2) 地区社協^{注1}が行う事業と秋田市高齢者生活支援体制整備事業^{注5}と協力体制を構築する。

注1・5:P64参照

注6:P65参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 8 連携による推進支援

取り組み項目 ① 市民児協との連携

【概要】

見守りネットワーク事業、安心キット事業、災害時の取り組み、個人情報取り扱い等について連携強化や情報交換を図るため、市社協と市民児協の懇話会を開催している。

また、除雪支援など必要に応じて市民児協常任理事会および市民児協理事会で説明をしている。例年、秋田市社会福祉大会を市民児協と共催で開催するにあたり打ち合わせ会を行っている。

【具体的実施内容】

- (1) 見守りネットワーク事業、安心キット事業、災害時の取り組み、個人情報取り扱い等について連携強化や情報交換を図るため、市社協と市民児協の懇話会を開催する。
- (2) 秋田市社会福祉大会を共催で開催する。
- (3) 除雪支援など必要に応じて市民児協に説明する。

取り組み項目 ② 地域包括支援センターとの連携

【概要】

地域包括支援センターからの相談内容に応じて、福祉機器等の貸出、日常生活自立支援事業やふれあいさん派遣事業等の利用について連携を図っている。

また、見守りネットワーク活動において、異変があった場合や相談ごとがあった場合の橋渡し先の一つに、地域包括支援センターを位置付けていたり、安心キットの設置および更新に関する呼びかけなど地域包括支援センターに依頼し連携を図っている。

地域包括支援センターから生活困窮者の食料支援の依頼があった場合に、コープフードバンクへ取次ぎを行っている。

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事務局への協力を通して連携を図っている。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協の事業推進にあたっては、地域包括支援センターと連携を図る。
- (2) 見守りネットワーク事業への協力や安心キットの設置や更新の呼びかけやフードバンク^{注11}に取り組んでいる団体へ取次ぎして生活困窮者の食料支援をするなど地域包括支援センターと連携を図る。
- (3) 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事務局と協力し連携を図る。

注11:P65参照

基本目標Ⅱ 地域へ向けた総合的支援の強化

実施計画 8 連携による推進支援

取り組み項目 ③ 社会福祉法人・福祉施設等との連携

【概要】

- ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを行うメニューを秋田市内の社会福祉法人及び社会福祉施設に提供している。（秋田市地域福祉おむすびネット^{注7}の実施）
- ・秋田市内社会福祉事業従事者スポーツ大会、合同交流会を実施している。
- ・秋田市老人福祉施設連絡協議会事務局へ協力している。
- ・社会福祉法人や福祉施設へ市社協会員への加入を依頼している。

【課題】

- 複雑多岐にわたる相談の解決を図るため、各関係分野の様々な福祉施設職員とネットワークづくりが必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 秋田市地域福祉おむすびネットを通じて、社会福祉法人との連携を図っていく。
また、社会福祉法人との連携により地域の課題解決に取り組むことにより、地域福祉力の強化を図る。
- (2) 社会福祉に携わる人材の確保が求められる中で、スポーツ等を通じて交流を図り社会福祉法人・福祉施設との福利厚生の充実を図る。
また、複雑多岐にわたる問題解決のために、他職種（高齢者・児童・障がい等）との関係を構築する。
- (3) 社会福祉法人やNPO等とのネットワークづくりをし、それぞれの専門的知識や現場経験を生かして、複雑多岐にわたる相談の解決を図る。
- (4) 秋田市老人福祉施設連絡協議会事務局へ協力する。
- (5) 社会福祉法人や福祉施設へ市社協会員への加入促進を図る。

注7:P65参照

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

- 1 組織体制の整備
- 2 活動財源の確保
- 3 事務局体制の充実強化
- 4 秋田市地域福祉アクションプランの見直し

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 1 組織体制の整備

取り組み項目 ① 社協組織の強化

【概要】

社会福祉法改正により、定款や理事会運営規程等を整備し、適正な運営をしている。
現在、理事 17 名、監事 4 名、評議員 44 名となっている。（平成30年3月31日付）

【課題】

- 役員・評議員の人数の見直しが必要である。
- 運営基準では、理事 6 名以上、監事 2 名以上、評議員は理事数を超える数となっている。
- 会議の開催の調整や意思決定等、効率的な運営が必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 役員・評議員の会議開催の調整や意思決定等、効率的な運営を図るため、役員・評議員の定数を見直しする。

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 2 活動財源の確保

取り組み項目 ① 一般会員の推進

【概要】

秋田市の地域福祉活動の推進や地域課題の解決の財源として、1世帯年360円の会費を徴収している。

また、会費納入の目的、使いみち等を示したチラシを作成し地区社協^{注1}等に配布している。

【課題】

● 継続したPR活動が必要である。

【具体的実施内容】

(1) 会費納入の目的・用途等について、継続してPR活動をしていく。

注1:P64参照

取り組み項目 ② 特別・団体会員の増強

【概要】

秋田市の地域福祉への関心と理解を深め福祉活動の財源として、特別会員（個人）、団体会員（社会福祉事業施設・団体／企業・法人）の加入促進を図っている。

また、市社協ホームページおよび市社協だよりに特別会員と団体会員募集の案内を掲載し、団体会員のうち、法人企業については、市社協ホームページおよび市社協だよりに名称を掲載している。

【課題】

● 特別・団体会員が年々減少傾向にある。

【具体的実施内容】

(1) 特別・団体会員の加入促進を図る。（市社協ホームページおよび市社協だより等でPR）

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 2 活動財源の確保

取り組み項目 ③ 共同募金への協力

【概要】

赤い羽根共同募金は、地域福祉活動の貴重な財源であることから秋田市共同募金委員会へ協力している。

また、共同募金運動開始の時期の街頭募金や運動期間中の募金活動へ協力している。市社協ホームページおよび市社協だよりへ共同募金の内容を掲載しPRしている。

【課題】

- 共同募金の実績が年々減少しており、それに伴って市社協への助成も減額してきている。
- 共同募金事務量や業務の内容が増加している。
- 共同募金から助成を受けて行っている事業を通じて共同募金運動のPRが必要である。

【具体的実施内容】

- (1) 共同募金は地域福祉活動の貴重な財源であるため、秋田市共同募金委員会へ引き続き協力する。（事務局、街頭募金、市社協ホームページ）
- (2) 共同募金の助成を受けて事業を行っていることをPRしてもらうよう働きかける。
- (3) 共同募金事務局の業務量について見直しをする。

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化**実施計画 2 活動財源の確保****取り組み項目 ④ 善意銀行の運営****【概要】**

市社協に寄付された金品は、善意銀行（専用の通帳）で管理し、地域福祉に役立てている。

市社協ホームページおよび市社協だよりで寄付者を紹介している。

寄付金については、貸出用福祉機器・機材の購入などに活用し、一部を福祉事業基金の原資として積み立てしている。

また、市内小中学校の児童生徒が実施する一円玉募金と併せて交通災害遺児激励金等に充当している。

5万円以上の寄付者へ感謝状の贈呈、50万円以上の寄付者は秋田市社会福祉大会で表彰している。

【課題】

- 使途を PR していく必要がある。
- SNS^{注9}等を活用した寄付の仕組みについて検討していく必要がある。

【具体的実施内容】

- (1) 善意による寄付金や香典返しを貸出用福祉機器の購入等、地域福祉活動へ活用していく。
- (2) 市社協ホームページ等で善意銀行の目的・使途について PR する。
- (3) 市社協ホームページ等で寄付者を掲載している。
- (4) 寄付することについて、市社協ホームページへの掲載や秋田市社会福祉大会での表彰を PR する。
- (5) SNS等を活用した寄付の仕組みを研究する。

注9:P65参照

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 2 活動財源の確保

取り組み項目 ⑤ 自主財源の確保

【概要】

- 地域福祉活動の財源として、市社協独自で自主財源の確保を検討している。

【課題】

自主財源の確保を目的とした収益事業を行う場合の税制度について、研究する必要がある。



【具体的実施内容】

- (1) 税制度や新たな自主財源確保について調査研究をする。
- (2) 市社協ホームページおよび市社協だよりに有料の広告欄を設けて、広告収入の確保について研究する。

取り組み項目 ⑥ 公的財源の確保

【概要】

市社協の運営の財源は、秋田市からの補助金・委託金、介護保険事業収入、共同募金助成金、寄付金、会費などである。秋田市からの補助金・委託金の公的財源は、安定した運営につながっている。

【課題】

- 社会情勢を踏まえた地域福祉推進のため、市社協の補助金について、事業成果を市に示して継続かつ安定的に確保していく必要がある。
- 市社協の事業と関連する事業受託を検討していく必要がある。



【具体的実施内容】

- (1) 市町村社協が地域福祉の推進役として社会福祉法に位置づけられていることから、継続的かつ安定的に地域福祉活動ができるように、引き続き事業費等の確保ができるよう市や県社協へ要望していく。
- (2) 市社協事業と関連した市の事業を受託し地域福祉事業の発展・強化を図る。

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 3 事務局体制の充実強化

取り組み項目 ① 事務局体制の強化と職員の資質向上

【概要】

地域福祉の充実や発展強化を図るため、事務局体制の強化と職員の資質向上を図っていかなければならない。資金貸付事業、権利擁護事業など生活困窮者への対応や自立支援を行う相談支援課の新設やスケジュール管理ソフトや市社協ホームページ管理ソフト等のシステム導入、事務作業・決裁・文書管理の整備など事務事業の合理化や効率化、生活支援コーディネーター^{注6}の配置など人員体制の整備を図っている。

また、職員を外部研修へ参加させたり、内部研修を自主的に行ったりしている。さらにアンケート訪問調査により地域福祉課題や地域住民のニーズ等を集約し、職員の意識を高めている。

【課題】

① 事務局体制の強化

- 地域に出向いて、ニーズ把握ができる体制の強化が必要である。
- 地域の課題解決を担う人材が必要である。（コミュニティソーシャルワーカー：CSW^{注3}等）

② 職員の資質向上

- 事業所によっては、外部研修に参加できていない。
- ニーズを継続的に集約するための機会づくりが必要である。



【具体的実施内容】

- (1) 秋田市地域福祉アクションプランを遂行するにあたって、職員が効率かつ効果的に事務事業ができるように、さらなる事務局体制の充実強化を図る。
- (2) 職員が地域に出向いてニーズ把握ができる体制の強化を図る。
- (3) 地域福祉課題や地域住民のニーズを把握できる人員配置・人材確保・職員の養成を図る。
また、全社協が作成した「第2次アクションプラン」にあるCSWの配置を検討する。配置についての財源等、市に働きかけていく。
- (4) 職員の研修受講状況を確認し、研修受講の促進を図る。

注3:P64参照
注6:P65参照

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 4 秋田市地域福祉アクションプランの見直し

取り組み項目 ① 秋田市地域福祉アクションプランの見直し

【概要】

少子高齢化や人口減少など社会を取り巻く情勢は、著しく変化する中で地域の課題やニーズを常に把握したり、事業の見直しをしなければならない。

そのため、市社協では事業について、点検評価シートを用いて課題把握を実施している。

【課題】

●少子高齢化や人口減少など様々な課題がある中で、これまでの既存の体制にとらわれず大胆な発想や構想が必要である。

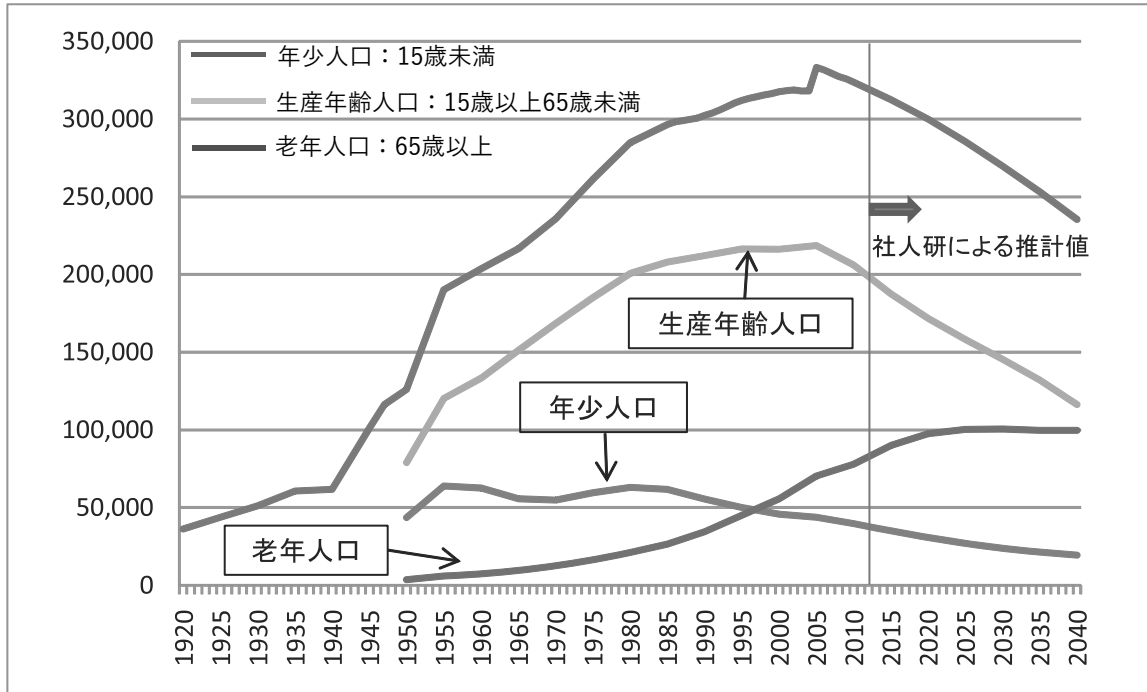
【具体的実施内容】

(1) 毎年度、事業計画の評価点検を行うとともに秋田市地域福祉アクションプランの進行管理を行い、次期アクションプラン策定作業の準備を行う。

第 6 章 資料編

1 統計資料

総人口および年齢3区分別人口の推移



出典「秋田市人口ビジョンより」(平成28年3月)

※2010年までの総人口は国勢調査および秋田市情報統計課推計人口より作成

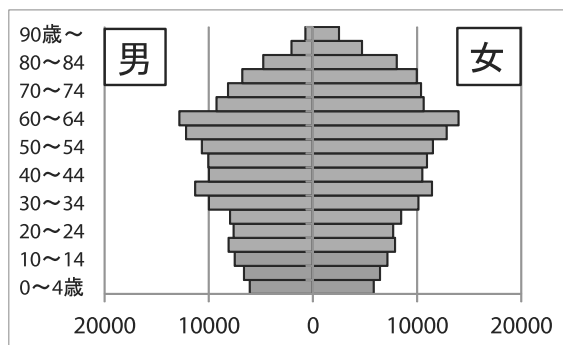
※2010年までの年齢3区分別人口は国勢調査より作成

※2015年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成

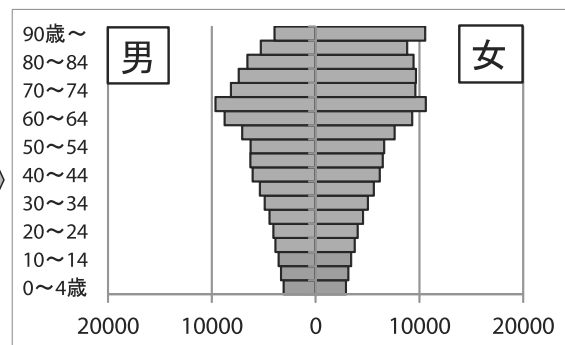
※社人研: 国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッド

2010年(国勢調査より作成)

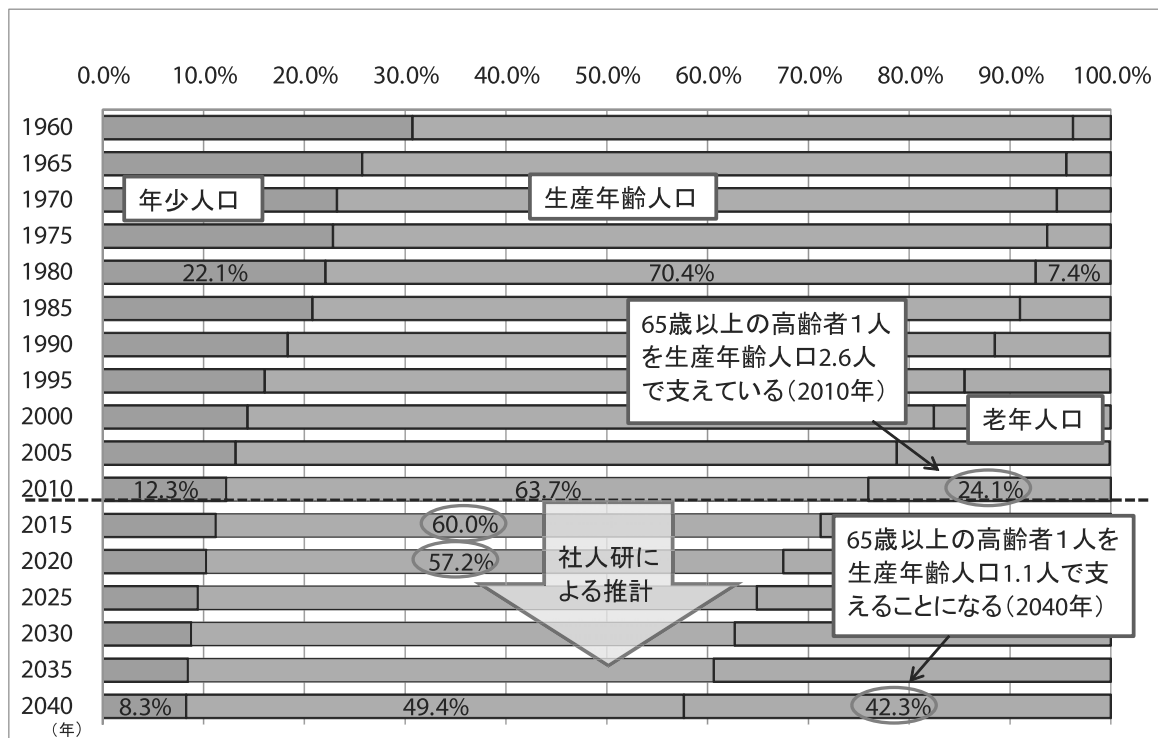


2040年(社人研推計より作成)



出典「秋田市人口ビジョンより」(平成28年3月)

年齢3区分別人口の割合の推移



出典「秋田市人口ビジョンより」(平成28年3月)

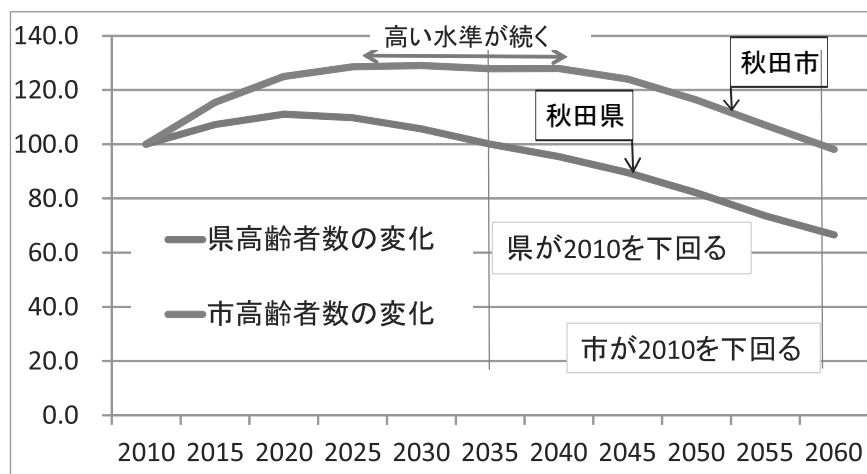
※年少人口:15歳未満 生産年齢人口:15歳以上65歳未満 老年人口:65歳以上

※2010年まで年齢3区分別人口は国勢調査より作成

※2015年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成

※社人研:国立社会保障・人口問題研究所

秋田県および秋田市の老年人口の変化



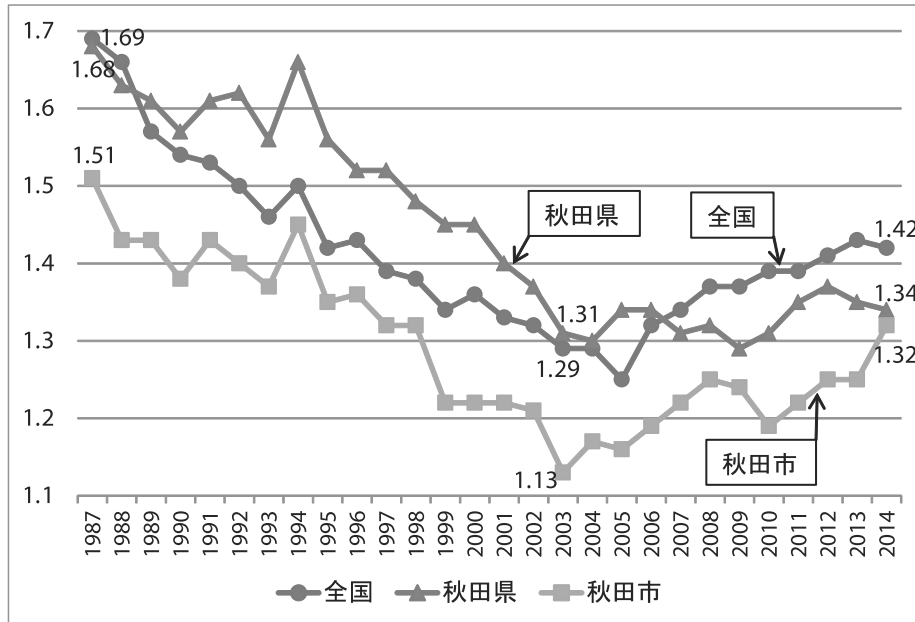
出典「秋田市人口ビジョンより」(平成28年3月)

※社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成

※2010年の人口を100とし、各年の人口を指数化した。

※社人研:国立社会保障・人口問題研究所

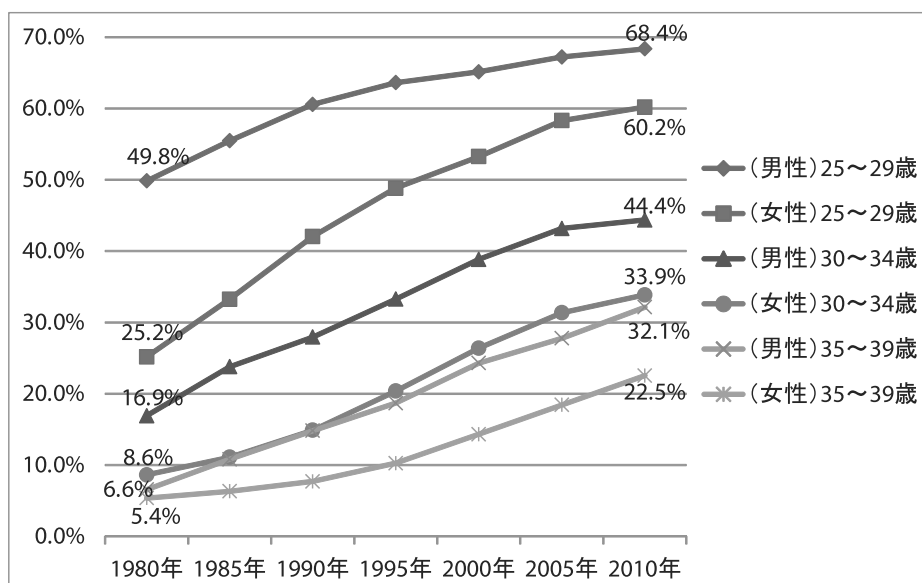
合計特殊出生率の推移



出典「秋田市人口ビジョンより」(平成28年3月)

※厚生労働省「人口動態統計」および秋田市保健総務課「秋田市の人口動態」より作成

秋田市の未婚率の推移



出典「秋田市人口ビジョンより」(平成28年3月)

※国政調査より作成

主な自然災害

年 月 日	災 害 名 等	主 な 災 害 地
1983年5月26日	昭和58年日本海中部地震・津波	秋田県、青森県、山形県
1991年3月6日	平成3年雲仙・普賢岳の火砕流災害	長崎県
1991年9月27～28日	平成3年台風19号	東北、北陸、中四国、九州地方
1993年1月15日	平成5年釧路沖地震	北海道
1993年7月12日	平成5年北海道南西沖地震	北海道
1993年7月31日～8月7日	平成5年8月豪雨	鹿児島県
1994年10月4日	平成6年北海道東方沖地震	北海道
1994年12月28日	平成6年三陸はるか沖地震	青森県
1995年1月17日	平成7年阪神大震災	兵庫県南部
2000年3月31日	平成12年有珠山噴火	北海道
2000年10月6日	平成12年鳥取県西部地震	鳥取県西部
2003年9月26日	平成15年十勝沖地震	北海道
2004年7月12～13日	平成16年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県
2004年7月17～18日	平成16年7月福井豪雨	福井県
2004年10月18～21日	平成16年台風第23号	近畿、四国を中心とする全国
2005年12月～2006年3月	平成18年豪雪	北海道、東北及び北陸地方等
2007年3月25日	平成19年能登半島地震	石川県
2007年7月16日	平成19年新潟県中越沖地震	新潟県
2008年6月14日	平成20年岩手・宮城内陸地震	東北地方（特に宮城、岩手県）
2011年3月11日	平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	東日本（特に宮城、岩手、福島県）
2011年7月28～30日	平成23年7月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方（特に新潟、福島）
2011年8月30日～9月5日	平成23年台風第23号・紀伊半島豪雨	関東、東海、近畿、中国、四国地方
2011年11月～2012年3月	平成23年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等
2012年7月11～14日	平成24年7月九州北部豪雨	九州北部を中心とする全国
2013年8月9日	平成25年秋田県仙北市田沢湖田沢供養佛地区土石流	仙北市田沢湖田沢供養佛
2013年10月15～16日・24～26日	平成25年台風第26号及び第27号（伊豆大島土石流災害）	東日本から西日本にかけての太平洋側（特に関東）
2014年8月20日	平成26年8月豪雨（広島土砂災害）	広島県
2014年9月27日	平成26年御嶽山噴火	長野県、岐阜県
2015年5月29日	平成27年山口永良部島噴火	鹿児島県
2015年9月9～11日	平成27年9月関東・東北豪雨（鬼怒川水害）	関東地方及び東北地方（特に茨城、栃木、宮城県）
2016年4月14・16日	平成28年熊本地震	九州地方（特に熊本県）
2017年7月5～6日	平成29年7月九州北部豪雨	九州北部地方（特に福岡、大分県）
2017年7月22～23日	平成29年7月秋田県豪雨	主に大仙市、秋田市 （下浜、浜田、豊岩、雄和、河辺、下新城、大住、仁井田、牛島、太平、広面、檜山）
2018年5月18日	平成30年5月秋田県大雨	主に瀧上市、五城目町、秋田市 （金足、下新城、大住、仁井田、手形、広面、牛島）
2018年6月18日	平成30年大阪府北部地震	大阪府北部
2018年6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	西日本
2018年9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	北海道

2 用語の解説

◎ エイジフレンドリーシティとは

「高齢者にやさしい都市」という意味です。エイジフレンドリーシティは世界的な高齢化・都市化・都市の高齢化に対応するために、2007年、世界保健機関（WHO）のプロジェクトにおいて提唱されました。秋田市では、2009年からエイジフレンドリーシティに取り組んでいます。

◎ プラットフォームとは

地域の様々な関係者が社会や課題の変化を把握し、地域の福祉課題を共有・協議するための場のことです。基盤・基礎・土台という意味のほかに、駅のプラットフォームのように、みんなが集まりそこから出発するという意味もあります。

注1：地区社協とは

秋田市内に38の地区社会福祉協議会が結成されています。地区社協は、民生委員児童委員、町内会連合会等、地区内の関係団体との連携の中で、敬老会の開催、赤い羽根共同募金への協力、歳末たすけあい運動、地区社協だよりの発行、見守りネットワーク、福祉協力員の設置、福祉座談会、1人暮らし高齢者のつどい等を行い、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」と地域福祉の向上に貢献している団体です。

※ 平成31年（2019）4月から新たに地区社協が設置され、39の地区社協となります。

注2：地域共生社会とは

制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりが暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

注3：コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をします。また、地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などに働きかけます。

注4：アウトリーチとは

これまでの地域での援助体制や個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ＝「地域に出向いていくこと」で制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組むことです。

注5：秋田市高齢者生活支援体制整備事業とは

高齢者の在宅生活を支えるため、地域住民同士の支え合い等、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と協議体の設置を行い、高齢者を支える地域の支え合い体制を構築することです。

注6：生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは

高齢者を中心に、誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるように支え合いのある地域づくりを進める活動をします。

例えば、地域での生活上の課題を把握し、地域の人と一緒に考え、解決に向けた取り組み、支え合い活動を推進します。また、地域資源の把握と関係者・機関などのネットワークづくりやサービス支援の担い手発掘、養成を行います。

注7：秋田市地域福祉おむすびネットとは

地域公益取り組みメニューを市社協が秋田市内の社会福祉法人及び社会福祉施設に提供し、地域の公益的な取り組みに参加する機会や意欲を支援し、また、社会福祉法人等との連携を図りながら、地域の課題やニーズの把握と解決に努め、地域力の強化につなげ、地域貢献に資することを目的とします。

主な取り組みメニュー

- ① 講座等への専門職派遣（介護講座、福祉講演）
- ② フードバンクや子ども食堂等の支援（文房具類や食料品の提供）
- ③ 見守り活動への協力（定期的な呼びかけ、安心キットの設置）
- ④ 施設内に居場所の提供（地域サロン、認知症カフェ、子育てサロン）
- ⑤ ボランティア体験プログラム（ボランティアや福祉職希望者の受け入れと育成）

注8：福祉協力員とは

福祉問題を抱えて困っている世帯、見守り等が必要な高齢者や障がい者等の世帯に対して、その人の立場に立って問題解決の方向へ橋渡しを図ろうとする地域ボランティアです。

法律や条例に基づく制度ではなく、地区社協の委嘱を受け、町内会ごとにおよそ100世帯に1人以上配置されています。

注9：SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは

ホームページ等を通じて人と人のつながりを促進・サポートする。スマートフォンなどでいつでもどこでも情報を得ることができます。情報の地域間格差を解消するために導入している企業も多い。代表的なソーシャル・ネットワーキング・サービスとして、Facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）やLINE（ライン）等があります。

注10：介護支援ボランティア制度とは

高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目的としています。この制度は、秋田市内にお住まいの65歳以上（秋田市介護保険第1号被保険者）のうち要介護認定を受けていない方で、ボランティア活動をすることができる健康で体力のある方が、各受入機関（介護保険施設等）でボランティア活動をして集めたスタンプをポイントに換えると、1年間で最大5,000円の交付金が受けられるものです。

注11：フードバンクとは

賞味期限内でまだ食べられる食品、市場に流通できない食品を企業や生産者、市民等から寄付していただいた物を生活困窮者や児童・福祉施設等に無償で提供する活動です。

3 秋田市地域福祉アクションプランの策定経過

年月日	会 議	備 考
平成 30 年 4 月 1 日		策定委員会設置要綱の改正
平成 30 年 5 月 28 日		現行計画の現状と課題の整理
平成 30 年 6 月 26 日	第 1 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長・副委員長の選出 ・概略について ・スケジュールについて
平成 30 年 8 月 28 日	第 2 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の現状分析・課題など ・課題の絞り込み
平成 30 年 10 月 16 日	第 3 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画（案）について
平成 30 年 11 月 19 日	第 4 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画（案）について
平成 30 年 12 月 25 日	第 5 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域福祉アクションプラン（素案）
平成 31 年 2 月 19 日	第 6 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域福祉アクションプラン（案）について ・市社協会長へ答申
平成 31 年 3 月 19 日	市社協理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域福祉アクションプラン 2019 の同意
平成 31 年 3 月 27 日	市社協評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域福祉アクションプラン 2019 の承認

4 秋田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、秋田市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定を行うにあたり、市民はもとより、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉施設関係者等からの意見を反映させた計画とするため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の基本計画に関すること
- (2) 地域福祉活動計画の実施計画に関すること
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員23人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに当該各号に定める人数を秋田市社会福祉協議会長が委嘱する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 地区社会福祉協議会 | 4人 |
| (2) 共同募金委員会 | 1人 |
| (3) 民生委員・児童委員 | 2人 |
| (4) 老人クラブ連合会 | 1人 |
| (5) 婦人会 | 1人 |
| (6) ボランティア団体等 | 2人 |
| (7) 福祉施設関係者 | 1人 |
| (8) 保育関係者 | 1人 |
| (9) 障がい者団体 | 1人 |
| (10) 行政関係者 | 5人 |
| (11) 知識経験者 | 2人 |
| (12) 町内会連合会、振興会 | 2人 |

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選による委員長を置く。また、委員長の指名による副委員長を1人置く。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議に会長が出席することができる。

3 必要に応じて、委員会内に作業部会を設けることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、秋田市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5 策定委員名簿

	氏名	所属団体・役職名	備考
1	加藤 廣 征	泉地区社会福祉協議会会長	
2	菅原 昭 子	牛島地区社会福祉協議会会長	
3	石黒 和 雄	新屋地区社会福祉協議会会長	
4	菊地 峯 生	寺内小学区社会福祉協議会会長	
5	藤澤 浩	秋田市共同募金委員会会長	
6	森本 讀 春	秋田市民生児童委員協議会副会長	
7	佐々木 洋 吉	秋田市民生児童委員協議会副会長	副委員長
8	佐藤 昭 一	秋田市老人クラブ連合会会長	
9	長谷川 瑞 子	秋田市連合婦人会会長	
10	伊藤 晴 美	秋田市ボランティア連絡協議会理事	
11	坂下 美 渉	NPO法人あきた結いネット理事長	
12	木村里 美	秋田市老人福祉施設連絡協議会幹事	
13	澤口 勇 人	秋田市保育協議会会長	
14	川田 直 政	秋田市身体障がい者協会会長	
15	齋藤 ひかる	秋田市福祉保健部 福祉総務課 地域福祉推進室室長	
16	菅原 健 明	秋田市福祉保健部 障がい福祉課課長	
17	堀 洋 子	秋田市福祉保健部 長寿福祉課課長	
18	赤田 真貴子	秋田市保健所 健康管理課課長	
19	佐々木 良 幸	秋田市子ども未来部 子ども総務課課長	
20	黒崎 義 雄	秋田市社会福祉協議会副会長	委員長
21	佐々木 繁	元秋田県社会福祉協議会常務理事、社会福祉法人 愛染会本部長	
22	武内 仁	桜小地区町内会連絡協議会会長	
23	川口 洋 一	寺内地区町内会連絡協議会会長	

秋 田 市 地 域 福 祉

アクションプラン 2019

平成31年（2019）3月発行

編集・発行 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目 8-2

TEL 018-862-7445

FAX 018-863-6068